
公益社団法人仙台南法人会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人仙台南法人会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、税務知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制及び税務に関する提言を行い、もって適正な申告納税制度の維持及び発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、企業と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税務知識の普及と納税意識の高揚を目的とする事業
- (2) 納税及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (3) 企業経営の安定化を目的とした各種セミナーの開催並びに経営支援事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
- (6) 企業相互の情報交換並びに交流に関する事業
- (7) 企業の福利厚生等に資する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、仙台南税務署管内を中心とし、宮城県において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した仙台南税務署管内

に所在する法人(管内に事業所を有する法人を含む。)

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した法人、法人の事業所及び団体並びに個人

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入 会)

第6条 この法人に入会しようとする者は、理事会において別に定める所定の入会申込書により申込をし、その承認を受けなければならない。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、この法人の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び社員総会の決議に従う義務を有する。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 正会員である法人が解散、退会したとき。
- (2) 賛助会員である法人の事業所が閉鎖、退会したとき。
- (3) 賛助会員である法人及び団体が解散、退会したとき。
- (4) 賛助会員である個人が退会したとき、若しくは死亡、失踪宣告を受けたとき。
- (5) 2年以上会費を滞納し、かつ督促に応じないとき。
- (6) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会 費)

第11条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員

総会において定める会費規程に基づき、毎年年会費を支払う義務を負う。
2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(種類及び構成)

第12条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、いずれも正会員の全員をもって構成する。

(正会員の議決権)

第13条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第14条 社員総会は、一般法人法に規定する事項並びにこの定款で定める次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額の決定又はその規程
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開 催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回(毎事業年度終了後3ヶ月以内に)開催する。
2 臨時社員総会は、必要に応じて臨時開催する。

(招 集)

第16条 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して会長に招集の請求があったときは、会長はその日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 定時社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知をしなければならない。

(議 長)

第17条 社員総会の議長は会長がこれに当たる。

- 2 社員総会の議長は、一般法人法第54条に基づき、当該社員総会の秩序を維

持するための議事整理権限を有するとともに、当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(決 議)

第 18 条 社員総会の決議は、一般法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及び次項に規定するものを除き、総正会員の議決権の 3 分の 1 以上を有する社員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合に置いて、議長は、会員として決議に加わることはできない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 合併及び解散

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者に第 1 項の決議を行わなければならない。この場合において理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回るときには、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第 19 条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、又はその他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 20 条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから選出した議事録署名人 2 名

が署名又は記名押印しなければならない。

(社員総会運営規則)

第 22 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又は定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

第 5 章 役員等

(役員の種類及び定数)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13名以上18名以内
- (2) 監事 1名以上 3名以内
 - 2 理事のうち1名を会長、1名を筆頭副会長、5名以内を副会長とする。
 - 3 理事のうち1名を専務理事とすることができる。
 - 4 第2項の会長及び筆頭副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び第3項の専務理事をもって同法上の業務執行理事とする。
 - 5 代表理事は正会員から選出する。

(役員を選任等)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、筆頭副会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議に基づきこれを選定する。
- 3 監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行決定に参画する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 筆頭副会長は、会長を補佐し、代表理事としての業務を分担執行する。
- 4 副会長は、この法人の業務を分担執行する。
- 5 専務理事は、会長、筆頭副会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

6 会長、筆頭副会長及び副会長並びに専務理事は、毎事業年度 3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再選を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任により退任した後又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、その権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 社員総会の決議により役員を解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第 29 条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員報酬規程に関する規程による。

(取引制限)

第 30 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする、この法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする、この法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における、この法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前 2 項の取扱いに関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(責任免除)

第 31 条 この法人は、一般法人法第 111 条第 1 項の役員賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、賠償責任額が

ら法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問・相談役及び参与)

第 32 条 この法人に、任意機関として、顧問、相談役及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問、相談役及び参与は、この法人の業務の運営上重要な事項について会長の諮問に応ずる。

4 顧問、相談役及び参与は、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 33 条 この法人に、理事会を置き、理事の全員をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

3 顧問、相談役及び参与は、理事会の要請により、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権 限)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、筆頭副会長及び副会長並びに専務理事の選定及び解任

(開 催)

第 35 条 理事会は、毎事業年度 3 回以上開催する。

(招 集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、筆頭副会長が理事会を招集する。

3 前 2 項の招集者がいないときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、筆頭副会長が代行する。

3 前 2 項の規定にかかわらず議長の職に就く者がいないときは、出席理事の互選にて議長を選出する。

(決 議)

第 38 条 理事会の決議は、この定款に別に定めるものを除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 39 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 25 条第 6 項の報告には適用しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び筆頭副会長並びに出席した監事は、これに記名押印しなければならない。

第 7 章 正副会長会

(構 成)

第 42 条 正副会長会は、会長、筆頭副会長、副会長及び専務理事をもって構成する。

(権 限)

第 43 条 正副会長会は、役員人事その他この法人の運営に関する重要事項について審議し、理事会に参考意見を表明する。

(運 営)

第 44 条 正副会長会の、運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める正副会長会運営規則による。

第 8 章 委員会等

(委員会)

第 45 条 この法人の事業を推進するため、任意の機関として、理事会の決定によ

り委員会を設けることができる。

2 前項に定める委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(支 部)

第 46 条 この法人の事業を推進するため、任意の機関として、理事会の決定により支部を設けることができる。

2 前項に定める支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(部 会)

第 47 条 この法人の事業を推進するため、任意の機関として、理事会の決定により部会を設けることができる。

2 前項に定める部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 財産及び会計

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 49 条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第 1 項の書類については、毎事業年度開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 50 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項及び次項の書類(定款を除く)については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類のほか次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、この定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告書

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 貸借対照表

(4) 総会・理事会等の議事資料

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第51条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を受けなければならない。重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、同様とする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第52条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第50条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第53条 この定款は、第56条の規定を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第54条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 55 条 この法人は、一般法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 56 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)には、社員総会の決議を経て、公益認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に、贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 57 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 事務局等

(設置等)

第 58 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 59 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) この定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規定

-
-
- (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び計算書類等
 - (10) 監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 60 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 13 章 補 則

(細 則)

第 61 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長及び筆頭副会長は、次のとおりとする。
会長 西 下 義 則 筆頭副会長 小 島 哲 夫
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、この定款の第 48 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日(平成 25 年 4 月 1 日)を事業年度の開始日とする。
- 4 この改定定款は、平成 27 年 6 月 9 日改正施行する。
- 5 この改定定款は、平成 28 年 6 月 9 日改正施行する。